

20. 災害防止事業補助金

◆事業内容

がけ地の崩壊による災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、がけ地の整備等に対し補助金を交付します。

◆対象となる人

がけ地の整備等を実施する人（市税を滞納している人は対象外）

◆補助対象

崩壊により人や家屋等の財産に危害が生じるおそれのあるがけ地で、以下の条件をすべて満たすもの

- (1) 高さが概ね 3m 以上かつ勾配が概ね 30 度以上のがけ地であること
- (2) 他の補助事業対象外がけ地であること
- (3) 自然がけ地であること

◆補助金額

がけ地の整備等に要する経費の 1/2 以内の額（補助上限：100 万円/箇所） を、予算の範囲内で交付します。

市担当者が現地調査を行い、工事施工図面及び見積書を審査した経費の額が補助金の対象となります。

がけ地の整備とあわせて、崩落した土砂の除去など応急復旧工事も補助の対象とすることが出来ます。（被災状況の確認が必要なため、工事の実施前にご相談ください。）

ただし、応急復旧工事のみの補助金申請はできません。

◆提出書類

補助金の申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（工事施工図面及び見積書を添付）
- (2) 工事実施に関する同意書（地元町会長、がけ地の土地所有者）
- (3) 市税の納税調査に関する同意書

工事の完了後に必要な書類

- (1) 補助事業実績報告書（完成写真及び領収書の写しを添付）
- (2) その他（工事の内容が確認できる写真等を求める場合があります）

◆申請・お問合せ先

建設部土木課 道路建設・河川砂防グループ TEL 53-8426

メールアドレス doboku@city.nanao.lg.jp